



島根県報

令和5年1月13日（金）

第 378 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（　　　　　）	2
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定の取消し	（障がい福祉課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	3
公共測量の終了	（　　　　　）	4

【特定調達公告】

空港用スノーパ除雪車の調達に係る一般競争入札の落札者等	（港湾空港課）	4
令和5年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	（下水道推進課）	4
令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の実施	（　　　　　）	8
令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の実施	（　　　　　）	11

告 示

島根県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社セントラルビル	訪問介護	クレド訪問介護ステーション	出雲市今市町北本町1-1-3 セントラルビル2F	令和5年2月1日

島根県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人ともみ会	介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷362-10	令和5年2月1日

島根県告示第16号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定を次のとおり取り消したので、告示する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	取消年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	令和4年10月18日

島根県告示第17号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 区域の名称 美保関C

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号

松江市美保関町美保関837番地先道	1号
〃 809番1	2号
〃 1500番	3号
〃 1497番	4号
〃 784番	5号
〃 778番1	6号
〃 777番4	7号
〃 814番地先道	8号
〃 818番4	9号
〃 833番	10号

2(1) 区域の名称 海崎

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市美保関町美保関1537番2	1号及び2号
〃 837番	3号
〃 829番1	4号
〃 1535番	5号、8号及び9号
〃 1536番1	6号及び7号
〃 1534番	10号
〃 1532番	11号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ修正）

2 作業期間

令和5年1月4日から同年3月31日まで

3 作業地域

松江市及び出雲市内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年12月22日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年10月5日から同年12月22日まで
- 3 作業地域
鹿足郡津和野町池村地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
空港用スノーパ除雪車の調達 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
第一実業株式会社 代表取締役 宇野 一郎 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 5 落札金額
84,590,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和4年10月28日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和5年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託
 - (2) 委託場所及び数量
ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 1,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

令和5年2月3日（金）から令和6年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和5年2月3日（金）から令和6年1月31日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(6) 開札順位3

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日に

においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)のコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和5年1月13日（金）から同月19日（木）までの間に島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和5年1月13日（金）から同月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和5年1月25日（水）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和5年1月16日（月）から同月18日（水）まで

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和5年1月26日（木） 午前10時00分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎別棟会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 00 a.m. January 26, 2023

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 25, 2023)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

令和5年2月3日（金）から令和6年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和5年2月3日（金）から令和6年1月31日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(7) 開札順位3

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)のコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話 0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和5年1月13日（金）から同月19日（木）までの間に島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和5年1月13日（金）から同月19日（木）までの間（島根県の休日を含め定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和5年1月25日（水）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和5年1月16日（月）から同月18日（水）まで

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和5年1月26日（木） 午前10時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎別棟会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No. 1)
- (2) Date and Time for Bidding : 10 : 30 a.m. January 26, 2023
(Applications by mail must arrive at the Office above by January 25, 2023)
- (3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年1月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

令和5年2月3日（金）から令和6年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和5年2月3日（金）から令和6年1月31日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(7) 開札順位3

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)のコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話 0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和5年1月13日（金）から同月19日（木）までの間に島根県ホームページからダウンロードして入手すること。
(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和5年1月13日（金）から同月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和5年1月25日（水）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和5年1月16日（月）から同月18日（水）まで

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和5年1月26日（木） 午前11時00分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎別棟会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該

当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No. 2)

(2) Date and Time for Bidding : 11 : 00 a.m. January 26, 2023

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 25, 2023)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-6579